

八王子障害者団体連絡協議会 対市予算要望・政策提言 議事録

日時:9月3日(火)18時~20時

場所:八王子市役所 801会議室(8F)

司会:脇田(副代表/結の会)/川出(運営委員/リサイクルわかくさ)

書記:有賀(運営委員/リサイクルわかくさ)

※団体名は法人名など略。

※発言は、そのままの記録ではなく質問への回答も含めて要約しています。

参加団体より自己紹介を行う。

SES/麦の会/結の会/ぴゅあ さぼーと せんたー/蔭の会/ほっとスペース八王子/こあらくらぶ/ポリオの会八王子/第一若駒の家/あつとほうむ/多摩草むらの会/リサイクルわかくさ 晴れる屋
(計31名)

八王子市より出席者の紹介がされる。

障害福祉課長・精神担当・福祉担当・援護担当/地域医療政策課長・他/八王子保健所健康政策課長/福祉政策課長

【古川障害者福祉課長からのご挨拶】

八王子市の状況を紹介したい。27年4月中核市を目指して移行準備が本格化している。19年4月に保健所令市となって市が保健所を運営しているが、中核市移行では民生、福祉、環境、都市計画分野が市の事業となる。身体障害者の手帳関連、障害福祉サービス事業所の指定、指導監査等の事務を市が行う。身体障害者手帳事務はすべての事務を行う予定で、交付の時間短縮につながる見込みで、2週間くらいの交付を目指したい。障害者福祉サービス事業所については、八王子市が窓口になるので手続きの簡素化や、より緊密な連携が期待できる。また都が行っている施設整備補助も市が行うことになる。今年度は10月にヘルプカード作成の予定となっている。施設等からの優先調達推進法が平成24年4月に施行され、市としても調達方針を今年度9月下旬には作成し、障害者施設の事業の安定化、障害者の自立に向けて進めていきたい。今年度の予算方針は未だ財政当局からは知らされていないが、財政状況を考えると、昨年度同様以上に厳しい状況が予想される。9月下旬に全体説明会、10月には予算の編成事務が各所管でスタートする見込みとなっている。引き続き、ご支援ご協力をお願いしたい。

<要望事項>

■ 八王子小児メディカルセンターについて <こあらくらぶ>

①小児クリニック「えみんぐ」の土曜日の営業

「こあらくらぶ」は医ケアを必要とする重症心身障害児の放課後等デイサービスと、児童発達支援事業をおこなっております。体調の急変も考えられる子供たちをお預かりするうえで、島田療育センター八王子に併設する小児クリニック「えみんぐ」は、とても頼りになる存在です。しかしながら、現在「えみんぐ」は土曜日が休診であり、土曜日に開所している当方にとっては心細い限りです。

また、各家庭においても、重症心身障害児を受け入れてくれる医院が少ない中、土曜日曜と二日続けて診療を受けられないのは問題であり、風邪など入院を伴わない診察でさえ府中の小児総合に行くように促される現状があります。

是非、重症心身障害児にとって八王子市内で一番よりどころになっている「えみんぐ」の土曜日診療に予算を投じ、都立八王子小児病院の廃止で空いた小児医療の穴埋めをお願いします。

②宿泊を含めた重症心身障害児の保護、支援体制の市内での確立を求めます。

重症心身障害児のショートステイは、かなり前からの予約が必要であり、それも必ずしも受けられるという保証もありません。介護者の病気等、突発の事態に対し宿泊も含めて、両親に代わって介護できる施設が八王子市内には一つもありません。

重症心身障害児本人の健康状態の良いとき、家族に代わって医ケアを施しつつ保護する体制を、市内の病院で作っていただきたいと思います。

【市の回答】

土曜診療については、市としても体制強化を働きかけており、その結果、医師が1人増員となっているが、依然としてローテーションを組めるほどの人員体制になっていない事業所側の現状がある。市側の予算的支援や土曜診療することでの経営的な課題はクリアできると考えるが、現場の状況としては、人員確保という観点から、すぐにということは難しく、時間が必要な状態にある。数年ご要望いただいている事項であるが、事業所側の現状も含めて、もう少し時間を頂きたい懸案である。まずは医師を増やせたことは一步前進と捉えているが、事業所側も考えて行きたいという方向性はあるので、引き続き働きかけていきたい。

2点目については、市にはサービスが無い現状であり、島田療育センターに八王子枠でベッドを確保している。予約での待機期間が長く、すぐの利用ができないことについては、レスパイト的なことも含めて受けていることも大きな要因であると考える。八王子市としてはレスパイトも必要と考えている。市内では人員体制等で既存の事業者が対応できるのは難しい現状がある。先ほどの中核市の話にあったが、事業所の指定など窓口になることで、申請・相談する事業者に対して、必要なサービスの現状を伝えていくことで働きかけていきたいと考えている。市内の他の医療機関にも働きかけているが、一般病院では難しい現状もある。大学病院が市内には2箇所あるが、研究等、大学病院の性質的な問題もあり、ハードルが高い問題という状況がある。レスパイトと緊急の場合と可能な限り調整は行っているが、レスパイトも事前からの予定があるので難しい状況はある。

■ 家賃補助について <ほっとスペース八王子>

—家賃補助の激変緩和措置の継続に関して—

ほっとスペース八王子はそもそも「障害者自立支援法」法内移行が困難な事業所として移行を見合わせてきましたが、利用者の意向もあり存続するためには法内移行するしかないと判断で移行の準備を進め、新年度から就労継続支援B型事業所として運営してきました。

しかし、以下の点で困難を抱えており、家賃補助8割の激変緩和措置を継続していただきたく要望します。

[1]Bランク水準のほっとスペース八王子ではのべ利用者数が急激な増加は見込めません。そもそも、問題を抱えていて、通常の事業所では受け入れてくれないような障がい当事者が新規で利

用を始めると、従前の利用者の中で気が弱い利用者は利用から遠ざかってしまいます。また、利用費を負担しなければならない利用者2名は利用をやめてしまいました。新規の利用者も毎月一名平均で増えていますが、すぐに毎日通うということにはなりません。現実は月一回、ないし二月に一回という程度で通っています。

[2]職員の基準配置が大きな負担となっています。

4月スタート時点では常勤職員4名、非常勤職員4名、合計8名で出発しました。ところが、問題行動をする利用者に振り回されることも多く、仕事内容に比べて賃金が少なすぎるということで、7月時点で3名は辞めてしまいました。毎日のように通える元気な利用者の中から2名の障がい当事者を非常勤職員として採用したので、のべ利用者数は減少してしまっています。

[3]赤字予算で運営しています。

以上のようにスタート時点から訓練等給付費による収入は支出を上回ることが困難な状況で赤字予算で出発しています。人件費が一番大きなウェートを占めています。しかし、借金先の賛助会の資金も限度があります。赤字予算を組みましたが、実際はそれ以上の赤字(十万円の赤字予算が実際は二十から三十万円の赤字)となっていてほとんど高額な備品などは買い入れていません。

[4]激変緩和措置家賃補助(8割)を5割補助になると運営はさらに困難になります。8割補助から5割補助になると月に7万5千円の赤字が増えます。

法内移行初年度で300万円程度の借金を抱えそうな状況で次年度が5割補助となれば次年度は400万円ほどの借金となります。合計で700万円の借金となり、これでは借金を抱えたままで3年目は存在できません。

【市の回答】

昨年度の市の補助金説明会で説明して理解を求めており、基本的には考え方は変わっていないが、実質上は必要な補助と認識しており、財務とも喧々諤々としながら決めた制度と前任から聞いている。しかし、財務当局との約束で3年を目処に5割という現状の方針は変更できない。また新たな事業所が増えている現状もあり、家賃補助の公平性を確保するためにも決めた制度を維持するために現実的には8割復活は難しい。大変な状況でご努力されていることは認識しているので、個別に助言等の協力をていきたいので相談していただきたい。家賃補助の問題というよりは運営全体の問題と捉えている。制度自体を変更することは困難と考えている。平成26年度の家賃補助の比率についてはまだ未定。

■ 日中一時支援事業の単価報酬見直しについて <ころぼっくる>

*報酬単価の見直しについては、報酬単価の引き上げについて御検討いただきたくお願い申し上げます。

今年度は、昨年度の要望の一つ、単位制の報酬から時間制の報酬へと変えていただきありがとうございました。時間制の報酬へと変化したことにより、本来なら8時間近い支援を行っても2単位(5000円)といった人件費にも満たない不合理な状況から時間に応じた委託料に変わったことにより、今年度は、いくらかの赤字を減らすことができる見込みです。

事業開始の時期から、単価の見直しが3度行われていますが、まだ、事業として成り立つまでに至っていないのが現状です。今後多くの利用者にとって、必要な時に利用できる居場所の保障

と合わせ、その支援にあたる必要人員の確保のためには報酬単価の見直しは必要不可欠と考えます。

今年度、「ころぼっくる」は事業存続のため、利用料を値上げしました。学童期の方は放課後等デイサービス事業の利用の方が安いため、「ころぼっくる」の利用が減ると見込んでいますが、その他の利用率は昨年度とほとんど変わらない状況です。それは、他に利用できる場所がないからであり、なくてはならない、なくなつては困る施設であるということを意味しています。利用実態として冠婚葬祭等で対応が困難な時やレスパイト利用といった家族支援の利用に止まらず、将来を見据え親元から離れる等の経験を積む機会、また様々な人との関わりを持つ社会参加の場として利用している例も多い現状があります。

「ころぼっくる」では、一人ひとりのニーズに合った支援、そして、家族的空間を大事にした一人ひとりが過ごしやすい空間づくりを今後も大事にしていきたいと考えています。

障害を抱えた方、そしてその家族がこの八王子で過ごし続けることができるための居場所として、日中一時支援事業はなくてはならない事業です。行政が責任を持って、障害を抱えた方、そしてその家族の拠り所を保障するために、報酬単価の見直しを強く要望致します。

「ころぼっくる」としては、施設の利用料が一番高いと言われていますので、もうこれ以上の値上げはしたくありません。このような現状を御理解いただき、是非とも報酬単価の見直しを御検討いただきますようお願い申し上げます。

【市の回答】

前任からも誠意ある活動をされていると聞いているし認識もしている。しかし時間制の単価に変更してスタートしたばかりであり、少し様子を見させて欲しいという考えがある。また財源があれば単価等の問題を支援をしていきたい考えはあるが、この事業が含まれる地域生活支援事業は国の基準額を市としては上回っている現状があるので、来年度すぐに改善するとは即答できないが、状況をみて判断していきたい。

【運営委員から】

一律の時間単価アップが難しいのであれば、利用者の実態から「重度加算」という考え方も検討できないか。何を持って「重度」とするかは難しい問題であるが考えて欲しい。

■「八王子市地域腎友会」からの要望

【1】障害者福祉政策要望

透析患者に多い満65歳以上の新規障害者(障害者手帳1~2級新規取得者)に対する「心身障害者医療費の助成(いわゆるマル障)」と「心身障害者福祉手当(月額15,500円)の適応について、満65歳未満の新規障害者との不公正・不公平感が際立っていることから、東京都の担当部署(東京都医療助成課・東京都心身障害者福祉センター)への働きかけをお願いしたい。因みに、板橋区では、東京都への働きかけについて、板橋区の腎友会からの陳情書が板橋区の福祉委員会と区議会で平成23年末に採択された。
(板橋区は、東京都関連機関へ意見書と陳情書の<写>送付)

【2】障害者の災害対策政策要望

八王子市には、障害者等の自助・共助・公助のうち、共助・公助部分を定めた「災害時要援護者避難支援制度」というれつきとした立派な障害者等の災害時の避難支援制度があるが、この制度が八王子市では現在どの程度機能しているのかというと八王子市はまだお寒い限りと言わざるを得ない。そこで、次の内容を八王子市当局に確認・要望したい。

- (1)災害時要援護者の定義(対象となる人)の明確化(市民に要周知徹底)
- (2)災害時要援護者台帳(名簿)の整備状況(八王子市でつくることになっている。)
- (3)地域支援組織の結成状況(H24年10月末現在8箇所に過ぎない)
- (4)避難支援プラン(全体計画)に基づく「避難支援プラン(個別計画)」の策定状況
- (5)福祉避難所(二次避難所)の指定状況(耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されており、障害者用トイレ完備されており、生活相談員が確保、医療・介護スタッフ等が確保されている)
<福祉避難所はどこに何箇所(必要数)あるのかとその公表含め>
- (6)ライフラインがストップした場合の医療体制の構築(特に電気と水を必要とする難病対策)

【3】肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成予算要望

平成25年2月12日に八王子市長に次の内容の要望書を提出済み。

- (1)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象年齢を満65歳以上とする。
- (2)(1)に基づく本予防接種対象者は、先着順ではなく、希望者全員とする。
- (3)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成は、単年度実施ではなく、恒久的な一部助成制度とする。(5年毎に同一人接種可)
- (4)人工透析患者の場合は、年齢条件を付さず年齢に拘わらず、希望者全員を本予防接種対象とする。(八王子市在住の推定人工透析患者数約1,300名)

<参考>別添「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成に関する要望書(写)」

【市の回答】

65歳未満との医療費助成について不公平感については、昨年度と同じ回答となるが、都の事業となる。確かに年齢の境目による不公平感は市としても認識しているので都にも、こうした意見があることを伝えているが、都側から改善する話は聞けなかった。市の都へ働きかけるスタンスとしては、26市の市長会で一致した意見を上げることで都への働きかけの効果をあげたいという考え方もある。板橋区のように単独でこの件について要望をあげることは考えていない。また26市の共通理解へもっていけば良いが、各市の状況からも難しいと考えている。

災害時の問題について、まず災害時要援護者の定義について、市の避難支援プランにあるように規定しているのは高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不自由な外国人となる。また災害時要援護者台帳の整備とあるが、約4万人の台帳を作成し各事務所、南口総合事務所、本庁に整備している。また地域支援組織の結成状況については10団体が結成している。避難支援プランの個別計画の策定状況は10団体のうち5団体が作成している。福祉避難所の指定状況については、地震発生時には一律の一時避難所に避難、その後に住まいが崩壊など生活が出来ない場合は引き続き一時避難所での生活、その中で要援護者の状況を確認し、一時避難所での生活が難しい場合には受け入れが可能な限り二次避難所へ移っていただく。二次避難所については、市内で協定を結んでいるのは特別支援学校、盲学校、福祉園などの学校及び入所施設となる。二次避難所の協定については八王子市の地域防災計画別冊に掲載されている。障害福祉課でも災害時の支援マニュアルも製作中であり、二次避難所も掲載予定で町会自治会、民生児童委員にも配布する予定である。

二次避難所に生活相談員や医療スタッフ等が確保されているかという要望であるが、現状は人員的にも災害時に医師や看護師スタッフを確保することは難しいと考えている。逆に

有事には病院行っていただくしかないと考える。

生活相談員についてはどのようなことが求められているのかわからなかつたので保留したい。

非常時の病院について B C P (BCP は Business Continuity Plan の略で、災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のことです。) というのがある。大規模な病院では既存し、一般の病院でも取り組むよう市としても働き始めている。燃料と水は市としても確保できると考えているが、病院まで運べるかは難しい。市の防災計画にもあるとおり市内の 18箇所に備蓄飲料水の確保は計画できているが、取り出す体制を作るためには 1 日を要する。各病院には 3 日分の飲料水の確保や取りに来てもらう体制の確保をお願いしている。電気については、自家発電装置があるが、燃料保管の法律的问题で、8 時間程度の燃料を保管するのが限界であるが、病院について優先的に燃料を供給する体制を組んでいる。水と燃料については、まずは取りに来てもらう体制確保をお願いしているのが市の状況となる。

肺炎球菌ワクチン予防接種については、平成 24 年度から実施している 75 歳以上を対象にした助成だが、希望者全員が接種できる方向で予算要望していく方向。これは昨日の議会での市長答弁の通り。

再接種について、効果等を踏まえて検討していかなければならないと考える。

高齢者以外の方については現段階では実施の予定は無い。ただ補足として、昨年法改正があり、衆議院と参議院の付帯決議で平成 25 年末までに定期予防接種の対象疾病に追加するかについて条件がついている。今年度中に結論がでれば、大人も定期予防接種に加わることになる。しかし、年度末となると予算編成上、影響もあり、場合によっては平成 26 年度の補正予算で対応していきたい。予防接種に効果は 5 年と言われており、特に高齢者等の対象者が重症化しやすい症例でもあるため市としてはリスクが高い 75 歳からの接種を設定したが、対象者や回数について国の機関が決定し、それを受け市は実施することになる。ご要望にある対象年齢や疾病については国の専門部会の回答待ちとなっているため、國の方針を受けて検討していきたい。現状としては対象年齢を下げる、希望者は受けれる財政要求をしていきたい考えである。

【参加者からの意見】

- 生活場面ではヘルパー制度を活用している。個人的にインターネット等も調べているが、個人的に準備しておいたほうが良いことと、行政が用意できることなど比較できる、検討しやすい、判り易い情報提供があれば役立つ。
※市のホームページには掲載されていると説明あり。
市の防災情報 <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/moshimo/bosai/index.html>
- ヘルパー利用している 1 人暮らしの障害者の状況について把握しているか？
- 地域で障害者が自ら要援護者として名乗り出ることは、当事者やその家族にとっては様々な事情や心理的側面から難しい現状もある。また、避難時に一時避難所へ行き、必要に応じて二次避難所へという仕組みだが、障害者によってはバリアフリーでないと日常の生活も困難な方もおり、一時避難所へ行けない場合が想定できる。こうした課題を市民、行政と一緒に考えていきたい。
- 3・11 の地震では大きな被害がでた。八王子という地域で考えると津波が来る被害は可能性としてほとんどない。地盤が比較的強い地域でもある。福島県の例でいえば、災害時は障害者も誰も関係なく、なんの支援もなく、街そのものが一瞬で消えてしまった地域もある。大事な備えとしては、行政の責任だけではなく、私たち自らも、

災害時にどのような備えや行動をとるか事前に決めておく必要がある。その上で行政に必要なサポートとお願ひしたいし、市民も行政も一緒に考えていく必要がある。

3・11の時に市の障害者福祉課から安否確認の連絡があったことは心強かった。発電機を無料で貸してくれる防災アナウンスがあったが、電気を使用する医療が随時必要な障害児にとっては、とても有難かった。そうした八王子市であるから、一緒に考えていけることを期待したい。

- 自治会など地域市民で組織する個別支援プランの計画は現在 10 か所とお聞きしたが、どのような計画でどこまで行政として動いているか市民側から見えていない部分も多い。ゴミ有料化の時は市の広報活動はすごかったと記憶している。今以上に市が市民に働きかけ、周知されることを期待したい。

【市の意見】

3・11の際は全事業所へ障害者福祉課から安否確認を行った。また要援護者となる障害者の状況は把握している。中越地震の教訓も踏まえ、要援護者の4万人のリストは紙ベースで保管しており、パソコンが壊れてしまう可能性がある災害時にも安否確認が行えるようになっている。しかし、自治会等に事前にリストを公開することはプライバシーの観点から不可能であり、公開されることで困るという声もある。加えて、災害時には市職員も被災することが想定されるので、行政の支援体制が確保されるまでの3日間くらいは自助・共助の助け合いをお願いするしかない。事前にリストを公開できない現状から、要援護となる方が自ら、地域で声を上げていただき、支援体制を作っていただきたいと考える。市側としても力不足で、足りないところも多々あるが、3・11以降に市民の関心も高まり、自主防災対策について相談に訪れる自治会等も増えてきている。また大震災でのボランティアリーダー育成の事業もあり、こうした人材の活用も踏まえて、今後も防災対策を進めていきたいと考えている。

【多田代表からの挨拶】

前任の課長から引継ぎ、古川課長も少しは慣れた様子がうかがえる。種々お世話になっているところであるが、これからもよろしくお願ひしたい。八障連加盟団体も新法への移行が一段落しているところである。以前に比べて要望内容も変化してきている現状もある。また要望の会の持ち方も対立ではなく、協力関係を築きながら、障害者の現状を共有し、ともに施策、街づくりを進めていくのが重要と考える。この点、会員団体においてもご承知いただきたい。難しい課題も山積しているが、今後も課長はじめ市にはご尽力いただければと思う。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

